㉕　18欄の「イ」は、建築士法第20条の２第２項に規定する構造関係規定に係る経過措置の適用を受ける場合は、「有」に「レ」マークを入れてください。同項に規定する構造関係規定に係る経過措置の適用を受けない場合は、「無」に「レ」マークを入れてください。なお、申請に係る建築物が複数ある場合で、そのうち一部の建築物のみが建築士法第20条の２第２項に規定する構造関係規定に係る経過措置の適用を受ける場合は、「有」に「レ」マークを入れた上で、20欄に当該建築物の番号（第四面の１欄の番号をいう。）を記入してください。

㉖　18欄の「ロ」は、建築基準法施行令第43条第１項及び第46条第４項に係る経過措置の適用を受ける場合は、「建築基準法施行令第43条第１項及び第46条第４項」に「レ」マークを入れてください。建築士法第20条の２第２項に規定する構造関係規定のうち建築基準法施行令第43条第１項及び第46条第４項以外の規定に係る経過措置の適用を受ける場合は、「その他」に「レ」マークを入れてください。

㉗　建築基準法第86条の７、同法第86条の８又は同法第87条の２の規定の適用を受ける場合においては、工事の完了後においても引き続き同法第３条第２項（同法第86条の９第１項において準用する場合を含む。）の適用を受けない規定並びに当該規定に適合しないこととなった時期及び理由を19欄又は別紙に記載して添えてください。

㉘　ここに書き表せない事項で特に確認を受けようとする事項は、19欄又は別紙に記載して添えてください。

㉙　計画の変更申請の際は、20欄に第三面に係る部分の変更の概要について記入してください。

５．第四面関係

①～⑪　（略）

⑫　11欄の「イ」、「ロ」及び「ハ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

⑬　11欄の「ニ」は、建築基準法第６条の４第１項の規定による確認の特例の適用がある場合に、建築基準法施行令第10条各号に掲げる建築物のうち、該当するものの号の数字を記入してください。

⑭　11欄の「ホ」は、建築基準法施行令第10条第１号又は第２号に掲げる建築物に該当する場合にのみ記入して下さい。また、11欄の「ヘ」は、同条第１号に掲げる建築物に該当する場合に、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

⑮　11欄の「ト」は、建築基準法第68条の20第１項に掲げる認証型式部材等に該当する場合にのみ記入してください。当該認証番号を記入すれば、第10条の５の４第１号に該当する認証型式部材等の場合にあつては10欄の概要、11欄の「ホ」（屎尿浄化槽又は合併処理浄化槽並びに給水タンク又は貯水タンクで屋上又は屋内以外にあるものに係るものを除く。）並びに13欄から16欄まで及び第五面の３欄から６欄までの事項について、同条第２号に該当する認証型式部材等の場合にあつては11欄の「ホ」（当該認証型式部材等に係るものに限る。）並びに13欄から16欄まで及び第五面の３欄から６欄までの事項について、同条第３号に該当する認証型式部材等の場合にあつては10欄の概要及び11欄の「ホ」（当該認証型式部材等に係るものに限る。）については記入する必要はありません。

⑯～㉔　（略）

６．７．　（略）

（新設）

（新設）

㉕　建築基準法第86条の７、同法第86条の８又は同法第87条の２の規定の適用を受ける場合においては、工事の完了後においても引き続き同法第３条第２項（同法第86条の９第１項において準用する場合を含む。）の適用を受けない規定並びに当該規定に適合しないこととなった時期及び理由を18欄又は別紙に記載して添えてください。

㉖　ここに書き表せない事項で特に確認を受けようとする事項は、18欄又は別紙に記載して添えてください。

㉗　計画の変更申請の際は、19欄に第三面に係る部分の変更の概要について記入してください。

５．第四面関係

①～⑪　（略）

⑫　11欄の「イ」及び「ロ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

⑬　11欄の「ハ」は、建築基準法第６条の４第１項の規定による確認の特例の適用がある場合に、建築基準法施行令第10条各号に掲げる建築物のうち、該当するものの号の数字を記入してください。

⑭　11欄の「ニ」は、建築基準法施行令第10条第１号又は第２号に掲げる建築物に該当する場合にのみ記入して下さい。また、11欄の「ホ」は、同条第１号に掲げる建築物に該当する場合に、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

⑮　11欄の「ヘ」は、建築基準法第68条の20第１項に掲げる認証型式部材等に該当する場合にのみ記入してください。当該認証番号を記入すれば、第10条の５の４第１号に該当する認証型式部材等の場合にあつては10欄の概要、11欄の「ニ」（屎尿浄化槽又は合併処理浄化槽並びに給水タンク又は貯水タンクで屋上又は屋内以外にあるものに係るものを除く。）並びに13欄から16欄まで及び第五面の３欄から６欄までの事項について、同条第２号に該当する認証型式部材等の場合にあつては11欄の「ニ」（当該認証型式部材等に係るものに限る。）並びに13欄から16欄まで及び第五面の３欄から６欄までの事項について、同条第３号に該当する認証型式部材等の場合にあつては10欄の概要及び11欄の「ニ」（当該認証型式部材等に係るものに限る。）については記入する必要はありません。

⑯～㉔　（略）

６．７．　（略）